

京都自動車  
健康保険組合

# 健・保・通・信

2026年 春号 No.182

- 令和8年度予算のお知らせ
- 令和8年度収入支出予算概要
- 第29期組合会議員が改選されました
- ご家族が扶養から外れるときは手続きが必要です
- 子ども・子育て支援金制度



〈京都府 圓光寺の庭園〉



ホームページをご覧ください。

京都自動車健康保険組合

検索

## 令和8年度(2026年度) 予算のお知らせ

京都自動車健康保険組合の令和8年度の予算案が、去る2月16日開催の第153回組合会において可決承認されましたので、その概要をお知らせします。

### (1) 一般勘定予算編成

令和8年度の予算編成にあたり、過去3年間の実績から被保険者数及び平均標準報酬月額等の基礎数値を算出しています。被保険者数については5,117人、平均標準報酬月額については367,292円を見込み数としています。

賞与支給額については、過去3年間支給実績から平均標準報酬月額の3・70月分と見込んでいます。

高齢者医療への拠出金が昨年度を下回ることで医療費の増加が落ち着いている状況から、健康保険料率は10・4%を維持します。

健康保険収入は、令和7年度決算見込額より1千5百万円減の30億1千9百万円を見込んでいます。これは、例年保険料収入は増額していますが、3月末日で加入事業所1件が当組合から脱退するための影響となっています。

その他の収入では、調整保険料、繰越金、補助金、交付金等を加えた収入総額31億7千9百万円となります。

支出については、事務所費と組合会費に5千9百万円、保険給付費に15億9千8百万円、納付金等に13億5百万円、健診などデータヘルス事業を含む保健事業費に1億7百万円、健保連への財政調整事業拠出金3千6百万円、還付金・連合会費・積立金・雑支出・予備費等で7千5百万円を見込み、支出総額は収入総額と同額の31億7千9百万円の予算を算出計上しました。

保険給付費の大半を占める医療費については、上昇の伸びが落ち着いてきてはいますが、令和8年度は診療報酬額の改定が予定され、基本的に3%程度上昇する見込みです。加入者の減少もありますが、令和8年度の医療費支出額を14億4千7百万円(健康保険収入の47・9%)と見込んでいます。また、健康保険組合(現役世代)から高齢者医療制度への拠出金は年々増加しています。令和8年度は65歳から74歳の「前期高齢者医療制度」へ6億5千3百万円、75歳以降の「後期高齢者医療制度」へ6億5千2百万円となり、合計は上記のとおり13億5百万円(健康保険収入の43・2%)となり、医療費と納付金を合わせて27億5千2百万円の支出で実に健康保険収入の91・1%を占めています。

### (2) 介護保険勘定予算編成

令和8年度の予算編成にあたっては、一般勘定と同様の算定方法で、被保険者数及び平均標準報酬月額を算出しています。

一般被保険者5,117人のうち40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者を2,959人、当該被保険者の平均標準報酬月額を409,882円、賞与を3・70月分と見込みました。また、前記以外の被保険者で40歳から64歳までの被扶養者がいる方を介護保険特定被保険者としており、その人数を75人、平均標準報酬月額を371,346円、賞与を3・70月分と見込みました。

介護保険料率は、昨年同様の1・6%と設定し、介護保険料収入を3億1千1百万円と見込みました。繰越金等を加えた収入総額は、3億1千7百万円となります。

健康保険組合は加入事業所から事業主負担を含めた介護保険料率を徴収のうえ、国へ納入しますが、今年度の介護納付金は3億4百万円の予定です。なお、予備費に1千3百万円を計上し、総額3億1千7百万円の支出予算を計上しました。

### (3) 子ども・子育て支援勘定予算編成

令和8年度から少子化対策の施策の実行にあたっての財源確保のため、国からの要請に基づき「子ども・子育て支援金」を健康保険組合が徴収し、定められた納付金を納めることになりました。

子ども・子育て支援勘定の予算編成にあたっては、一般勘定と同様の算定方法で、被保険者数及び平均標準報酬月額を算出しています。

まず徴収する支援金としては、今年度は総報酬額の0・23%が支援金率と定められました。これにより支援金収入を6千3百万円と見込み、収入総額としては一般勘定からの受入も含めて、6千3百万円で計上しています。また、国に納める納付金率は0・200411%と定められ、国に納める納付金を5千8百万円とし、予備費(次年度の準備金)6百万円を加えて、6千3百万円の支出を計上しました。

健康保険組合は、加入事業所から事業主負担も含めた介護保険料と子ども・子育て支援金を徴収のうえ、国へ納入することとなります。

なお、子ども・子育て納付金も高齢者納付金や介護納付金と同様に、概算・精算方式(2年前の概算額と確定額との差額を充当及び追加する)となります。

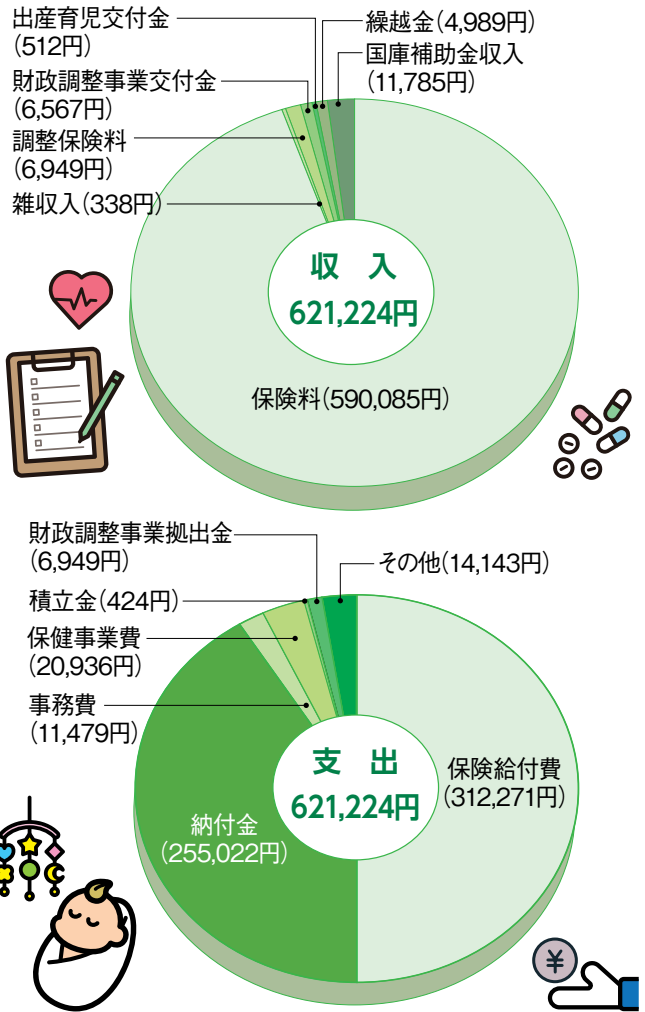


# 令和8年度 収入支出予算概要

## 健康保険分(千円)

収入	保険料	3,017,122
	国庫負担金収入	1,496
	調整保険料	35,556
	繰越金	25,528
	繰入金	846
	国庫補助金収入	60,305
	出産育児交付金	2,618
	財政調整事業交付金	33,601
	雑収入	1,731
	合計	3,178,803
経常収入合計	3,024,111	
支出	事務費	58,737
	保険給付費	1,597,892
	納付金	1,304,948
	前期高齢者納付金	652,684
	後期高齢者支援金	652,262
	その他	2
	保健事業費	107,129
	還付金	132
	財政調整事業拠出金	35,556
	連合会費	1,539
	積立金	2,170
	雑支出	502
	予備費	70,098
	子ども勘定繰入	100
	合計	3,178,803
経常支出合計	3,073,046	

## 被保険者1人当たりで見ると



## 介護保険分(千円)

収入	保険料	311,451
	繰越金	6,035
	雑収入	3
	一般勘定受入	1
合計	317,490	
支出	介護納付金	303,986
	還付金	20
	予備費	13,484
	合計	317,490

## 子ども・子育て支援金分(千円)

収入	子ども・子育て支援金	63,210
	雑収入	1
	一般勘定受入	100
	合計	63,311
支出	子ども・子育て支援納付金	57,719
	還付金	2
	雑支出	1
	予備費	5,589
合計	63,311	



## 予算編成の基礎となった数字

- 被保険者数/5,117人 (男性/4,230人、女性/887人)
- 平均標準報酬月額/367,881円(免除者除く) (男性/385,921円、女性/281,506円)
- 平均年齢/44.10歳 (男性45.01歳、女性39.64歳)
- 被扶養者数/4,622人
- 健康保険料率 1,000分の104 (事業主/1,000分の54、被保険者/1,000分の50)
- 介護保険の対象となる被保険者数/2,959人
- 介護保険料率/1,000分の16 (事業主/1,000分の8、被保険者/1,000分の8)
- 子ども・子育て支援金率 1,000分の2.3 (事業主/1,000分の1.15、被保険者/1,000分の1.15)

# 第29期 組合会議員が改選されました

任期 令和8年4月1日～令和11年3月31日

## ●選定議員

役職名	氏名	所属事業所
理事長	山本 宏樹	トヨタカローラ京都株式会社
副理事長	藤崎 修	京都トヨベット株式会社
常務理事	森 均	京都自動車健康保険組合
理事	中井 一雄	光自動車工業株式会社
監事	矢川 賢治	京都府自動車整備商工組合
議員	宇杉 勝利	株式会社 トヨタレンタリース京都
議員	竹内 大輔	京都ダイハツ販売株式会社
議員	田中 文雄	ネットヨタ京都株式会社
議員	宮野 晶司	株式会社 オートクラフト

## ●互選議員

役職名	氏名	所属事業所
理事	根木 成明	京都三菱自動車販売株式会社
理事	山邑 行平	京都トヨタ自動車株式会社
理事	長谷川佳孝	株式会社 京滋マツダ
理事	山ノ井健一	京都日野自動車株式会社
監事	山岡 宏	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会京都府支部
議員	中村 弘一	株式会社 マツシマホールディングス
議員	日比 優	一般社団法人 全国軽自動車協会連合会京都事務所
議員	井上 良一	京都日産自動車株式会社
議員	吉岡 祥司	須河車体株式会社

(事務所設立順・敬称略)

## ご家族が扶養から外れるときは 手続きが必要です

就職の  
季節ですね

春は環境の変化が多い季節です。ご家族が就職や引っ越し、収入の増加などで被扶養者の要件を満たさなくなったときは、扶養から外す手続きが必要となります。

### こんなときは被扶養者ではなくなります

- 就職して他の健康保険に加入した
- パート・アルバイト先で健康保険の被保険者になった
- 今後の年収見込みが原則130万円以上
  - 19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者は除く)は150万円以上
  - 60歳以上または障害者は180万円以上

※人手不足等で一時的な収入超過があった場合は、事業主からの証明書を提出すれば継続して被扶養者になることができます(連続2回まで)。

- 生計維持関係がなくなった
- 結婚して他の被保険者の被扶養者になった
- 離婚した
- 亡くなった
- 国内に住所がなくなった(海外留学、海外赴任への同行など国内に生活基盤があると認められる場合は除く)
- 75歳(一定の障害のある人は65歳)になり後期高齢者医療の被保険者になった
- 同居が条件となる被扶養者\*が別居した

\*被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹以外の3親等内の親族



被扶養者の年収見込みは、年金や失業給付金なども含め、すべての収入が対象になります。令和8年4月より、給与収入のみの場合は、「労働条件通知書」から見込まれる年収で判定し、時間外労働で生じた残業手当は原則として年収に含めません。

令和7年  
10月1日より

## 19歳以上23歳未満の方の 被扶養者認定の際の年収要件が 変更されました



変更点

年収要件が、130万円未満から**150万円未満**に引き上げとなりました。

対象者

**19歳以上23歳未満の被扶養者(被保険者の配偶者を除く)**。  
学生・学生以外のどちらも対象となります。

年齢要件は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。  
なお、民法準用により、年齢は誕生日の前日において加算するため、  
誕生日が1月1日の方は12月31日に年齢が加算されることとなります。

対象となるご家族を被扶養者にするときは、「被扶養者(異動)届」に必要な事項を記入し、必要な書類を添えて、**速やかに**事業所経由で当健保組合へ提出してください。  
※当健保組合による認定が必要となります。

【例】扶養認定を受ける方がN年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年における年収要件は150万円未満となります。



※詳しくは、日本年金機構のHPをご確認ください。 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>

被扶養者に変更があった場合は、「被扶養者(異動)届」に必要な書類を添付して、**速やかに**事業所を経由して当健保組合へ提出してください。

令和8年  
4月1日より

## 被扶養者認定の際の年収の判定方法が変わります

変更点

「労働条件通知書」などに記載された時給・労働時間・日数・通勤手当などから見込まれる年収によって判定されます。  
労働契約に明確な規定のない時間外労働に関する賃金などは、原則として年収には含まないこととなります。

対象者

収入が**給与収入のみ**の被扶養者の方  
※年金や失業給付金など給与収入以外の収入のある方は対象外となります。



従来

### 【判定方法】

過去や現在の収入、または将来の収入見込みなどから、今後年間の収入見込みを判定

### 【提出書類】

収入証明書や課税(非課税)証明書など

令和8年4月1日以降

### 【判定方法】

労働条件通知書などの労働契約内容が確認できる書類の記載内容から見込まれる年収によって判定

### 【提出書類】

- 労働契約内容が確認できる書類(労働条件通知書や雇用契約書など)
- 認定対象者の「給与収入のみである」旨の申立書

被扶養者の認定後、当初見込んでいなかった臨時収入により、結果的に年収が基準額を超えてしまった場合でも、社会通念上妥当である範囲にとどまる場合は、被扶養者の認定が取り消されることはありません。

※労働契約内容が確認できる書類がない場合は、従来の方法により年収を判定することとなります。

# 令和8年度より開始します

## 「子ども・子育て支援金制度」

### POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携のしくみです。

#### 令和8年4月保険料（5月納付分）より

一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。

一般保険料

+

介護保険料  
(※40歳以上)

+

子ども・子育て  
支援金

追加



### POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

子ども・子育て支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充などを行います。

- 妊婦のための支援給付（10万円相当の経済的支援）
- 出生後休業支援（育休給付率を手取り10割相当に）
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付） 等

### POINT 3 どのくらい負担するの？

- 負担率（支援金率）は、令和8年度0.23%からスタートし、10年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩あがりに増え続けることはありません。

#### <各年度の支援納付金の総額>

※( )は支援金率

R 8年度... 約6,000億円 (0.23%)

R 9年度... 約8,000億円

R 10年度... 約1兆円 (約0.4%) **最大値**

R 11年度以降は約1兆円の範囲内で推移

#### 一人当たり負担額

※イメージ※

(標準報酬月額×支援金率＝毎月の負担額)

例) 標準報酬月額が30万の場合〈令和8年度〉

**30万円 × 0.23% = 690円 / 月**  
会社と折半(原則)

事業主負担 345円 : 被保険者負担 345円

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます



※本リーフレットは、こども家庭庁・厚生労働省と内容を調整・確認のうえ作成しています。

健康保険組合連合会

お問い合わせ窓口 こども家庭庁コールセンター 0120-303-272